

議第3号

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

高島市長 福井正明

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

次のように財産を無償で貸付けることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 無償貸付する財産の種類

土地、建物および建物の附属物、構築物

2 無償貸付する財産の所在等

(1) 土地

所在	字	地番	地目	面積
今津町保坂	須原	176番4	宅地	65㎡
今津町保坂	須原	176番7	宅地	86㎡
今津町保坂	須原	796番1	宅地	9,345㎡ うち9,320㎡

(2) 建物

名称	所在地	構造および規模
校舎	今津町保坂字 須原796番 地1	鉄筋コンクリート造2階建 1,301㎡
体育館		鉄筋コンクリート造平屋建 704㎡
器具庫		コンクリートブロック造平屋建 22㎡
屋外プール専用附属棟		コンクリートブロック造平屋建 11㎡

(3) 建物の附属物

(2)の建物に附属する簡易倉庫、ガス庫、電気設備、給水設備およびその他設備

(4) 構築物

名 称	所 在 地	構造および規模
屋外プール	今津町保坂字須原 796番地1	コンクリート製プール 306㎡

3 無償貸付の目的

市内の雇用の拡大と産業振興による地域活性化を図るため、廃校となった旧今津西小学校の施設等を、菌床キノコ類の生産施設として無償貸付を行う。

4 無償貸付の相手方

滋賀県東近江市栄町4番3号

共栄精密株式会社 代表取締役 下田 政寿

5 無償貸付の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで